

# 入札公告

## 物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項による。

平成28年5月26日

東広島市長 藏田 義雄

### 1 入札に付する事項

- |                 |   |
|-----------------|---|
| (1) 物品・委託役務の名称  | 35m級はしご付消防自動車（東広島はしご1）                              |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 18-28-0006  |
| (3) 物品・委託役務内容   | 35m級はしご付消防自動車（東広島はしご1）                              |
| (4) 納入・履行期間     | 本案件は、東広島市議会の議決を要するものである。<br>議会議決の日の翌日から平成29年2月24日まで |
| (5) 納入・履行(就業)場所 | 東広島消防署（東広島市西条町助実1173番地1）                            |
| (6) 予定価格        | 非公表   |
| (7) 最低制限価格      | なし  |
| (8) 入札方式        | 一般競争入札  |
| (9) 入札区分        | 紙入札   |
| (10) 契約種別       | 総価契約  |

### 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 平成25年4月1日～平成28年12月31日までの東広島市物品調達等及び委託役務に係る競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	買入れ・製作
イ 法令等による登録等	問わないものとする。
ウ 技術者	問わないものとする。
エ 営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店を有する者
オ 会社の履行実績	問わないものとする。
カ その他	平成26年4月1日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

### 3 その他の入札条件

- 使用契約書及び契約約款：製作物供給仮契約書、製作物供給契約約款（東広島市ホームページ掲載のもの）
- 本件の契約にあたっては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）に基づき、落札決定後、仮契約を締結し、東広島市議会の議決を経たときに本契約として効力を生じるものとする。
- 開札の日から、市議会の議決を経るまでの間のいずれかの日において、入札者が次の要件のいずれかに該当する者となったときは、落札者としなない、又は仮契約を締結しない、若しくは解除することがある。
  - 東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項の2（1）アイウに掲げる事項
  - 手形交換所による取引停止処分を受けている者又は手形小切手の不渡りを出した者
  - 本市の指名除外措置を受けている者
  - 関係法令の規定による営業停止処分を受けている者

4 日程等

手 続 き 等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
ア 公告日	平成28年5月26日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 総務部 契約課 物品役務係（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 電話番号 082-420-0930 ファックス番号 082-431-0077
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成28年5月26日～ 平成28年6月15日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無 : 無
ウ 質問書提出期間	平成28年5月26日～ 平成28年6月2日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 消防局 警防課（発注担当課） 東広島市西条町助実1173番地1 電話番号 082-422-5648 ファックス番号 082-422-7248  質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
エ 回答書閲覧期間	平成28年6月7日～ 平成28年6月15日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 入札期間	平成28年6月13日～ 平成28年6月14日 (午前8時30分～午後5時15分)	入札場所 東広島市 総務部 契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。）
カ 開札日時	平成28年6月15日 午前9時30分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、直ちに開札会場で再度の入札を2回を限度として行う。この場合、開札に立ち会わなかった者、入札に参加しなかった者並びに無効の入札をした者は再度の入札に参加できない。 なお、入札者が立会いできない場合は、委任状の提出により代理人での立会いができる。 委任状の様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
キ 事後審査	開札後、落札を保留し、落札候補者となったものについて入札参加資格要件を審査する。	入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料の提出は求めない。

5 その他

契約締結後、納入物品の規格及び単価等（予定を含む。）を記載した契約明細書の提出を求める場合がある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係  
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）  
電話番号 082-420-0930  
ファックス番号 082-431-0077

平成28年度

35m級はしご付消防自動車  
(東広島はしご1)

仕 様 書

東広島市消防局

## はしご付消防自動車

### 第1 総則

- 1 この仕様書は、東広島市（以下「本市」という。）が平成28年度に購入する35m級はしご付消防自動車（以下「車両」という。）の製作に必要な仕様について定める。
- 2 車両の製作は、この仕様書及び製作承認図等（契約後受注者にて製作すること）による。
- 3 車両は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、その他関係法令に適合し、緊急自動車としての承認を得られるものであること。
- 4 車両は、緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成18年4月1日消防消第49号）に定める規格に適合すること。
- 5 この仕様書において指定したもの以外の装備品等については、メーカーが公表した標準装備品等を装備するものとする。
- 6 車両は、消防用車両の安全基準検討会が定める「消防用車両の安全基準について」の項目を満足し、製造工場については品質管理システム（ISO9001認証取得）を構築していること。
- 7 受注者は、詳細について本市担当者と打ち合わせを行い、契約を締結した日から90日以内に、第2提出書類の1で定める書類を提出し、承認を得た後に製作に着手すること。
- 8 受注者は、本仕様を十分熟知のうえ契約するものとし、製作中に疑義が生じたときには、本市担当者に連絡し、その指示又は承認を受けること。
- 9 受注者は、前の7で承認を得た製作工程表及び製作承認図面等に変更が生じたときは、事前に、変更後の製作工程表及び製作承認図面等を提出し、本市の承認を得なければならない。
- 10 受注者は、製作全般にわたり厳重な検査を実施すること。
- 11 受注者は、製作工程表に基づき、次の検査を受けること。
  - (1) 艤装中間検査（本市が判断する時期に受注者製作工場にて実施）
  - (2) 完成検査（納入時に本市納入場所にて実施）
- 12 受注者は、設計・製作・材料・部品等に関し、特許その他権利上の問題が発生した場合には、その責任を負うこと。
- 13 受注者は、車両納入後においても、本車両に係る本市担当者からの修理及びクレームの要請に直ちに対処するものとする。
- 14 「消防用車両の安全基準について」に基づき、受注者は納入時に納車講習を実施すること。

なお、納車講習は二日間、費用は受注者の負担とし、本市と別途協議の上、日程を決定するものとする。

- 15 車両の保証期間は、次に定めるものを除き、納入後メーカーの定めた期間（納入から起算して12ヶ月以上）とする。ただし、保証期間経過後においても、設計不良、工作不良又は材質不良に起因する故障が生じた場合には、発注者の指示により、受注者において無償で修理又は取り替え等その他の必要な補償を行うこと。
- (1) 艀装部分は納入後3年間、積載品、附属品等については、納入日から起算して各メーカー規定の保証期間とし、赤色警光灯及び赤色点滅灯については、永久保証とする。当該期間内に故障等（事故及び過失による損傷は除く。）が生じたときは、速やかに受注者の責任において無償で修理、取替えその他必要な措置を講じること。
  - (2) 納入後に発生した故障等の事態に対応するため、連絡先、緊急連絡先、連絡方法を定めて、文書として納入時に提出すること。
  - (3) 受注者は、故障等の事態が発生した場合、緊急自動車としての運行を十分考慮した修理等の対応ができるものとするため、車両の現状確認を4時間以内、修理対応を12時間以内実施するものとする。  
なお、車両の現状確認とは、当該故障箇所を確認したうえでの修理内容の回答を意味し、修理対応とは、部品交換等の修理着手（緊急自動車としての運行が行えるよう回復させる応急処置を含む）を意味する。
  - (4) 車両整備上必要な部品は、納入後17年確保し、本市から要求があれば迅速に供給できること。

## 第2 提出書類

- 1 受注者は、契約を締結した日から90日以内に、次の書類を各2部提出すること。
  - (1) 製作工程表
  - (2) 製作承認図（艀装5面図）
  - (3) 電気配線図
  - (4) 走行軌跡図・作業範囲図
  - (5) キャブ内艀装図
  - (6) はしご構造図
  - (7) 動力伝導要領図
  - (8) 油圧系統図
- 2 受注者は、納入時に次の書類を各2（3）部提出すること。
  - (1) はしご取扱説明書
  - (2) 車両取扱説明書
  - (3) はしご性能試験表
  - (4) 安全基準適合プレート写し
  - (5) 型式適合評価合格プレート写し

- (6) 型式適合評価試験成績書
- (7) 整備点検表
- (8) 工程写真 製作中各工程（シャシ、組立中、塗装後）
- (9) 試験実施工程（転覆角度試験、重量実測試験、放水試験）
- (10) 転覆角度実測証明書
- (11) その他本市の指示するもの

### 第3 購入数量

1台

### 第4 納入期限

平成29年2月24日（金曜日）

### 第5 納入場所

東広島消防署（東広島市西条町助実1173番地1）

### 第6 車両概要

本車両は、第7で定める車両シャシに先端屈折式はしごとその駆動装置を装備したものとし、日本消防検定が鑑定したものとする。

なお、本車両には梯体固定式伸縮水路、リフタ装置および、固定式バスケット装置を装備するものとする。

- 例示品 (1) 車両シャシ（参考型番）日野シャシ QDG-PR1APEF程度  
(2) 標準艀装（参考型番）モリタ標準艀装 MLLA5-35WG-MHBL（ポンプなし）程度

### 第7 車両シャシ

- 1 使用シャシは、契約時において最新式のものを使用すること。
- 2 使用シャシの主要寸法は次のとおりとすること。
  - (1) 全長 11,500mm以下
  - (2) 全幅 2,500mm以下
  - (3) 全高 3,600mm以下
  - (4) 車両総重量 21,000kg以下
  - (5) ホイルベース 5,510mm以下
- 3 使用シャシは、平成21年度排出ガス規制適合車かつ低排出ガス車認定基準適合車とする。
- 4 使用シャシは、10t級で4輪操舵方式とする。

通常走行最小回転半径	8.0m 以内
4 輪操舵時最小回転半径	7.2m 以内

- 5 4 輪操舵への切換はボタン式操作によりワンタッチで切換が出来るものとする。
- 6 シャシエンジンの最高出力は 279kw (380PS) 以上とし、使用シャシは、下記の機能および装置を装備するものとする。
- (1) 変速装置：レバー式前進 5 速オートマチックトランスミッション
  - (2) 制動装置：フルエアー式、ABS 付
  - (3) ディスチャージ式ヘッドランプ：シャシメーカー純正
  - (4) 全扉パワーウインドウおよび集中ドアロック：シャシメーカー純正
  - (5) オルタネータ：24V-150A 以上
  - (6) 乗車人員 6 名（前 2 名、後 4 名）
  - (7) オイルパンヒーター（コード長さ 20m）
  - (8) 牽引フック（前後）（外れ止め付き（許容荷重表示板付き））
  - (9) 泥除けゴム（前後輪）
  - (10) スペアタイヤ
  - (11) スタッドレスタイヤ（全輪、鉄製ホイール付き）
  - (12) ステンレスナンバー枠（前後）
  - (13) サイドバイザー（全ドア）
  - (14) サンバイザー（運転席、助手席）
  - (15) フロアマット
  - (16) 音声アラーム（後退警報器、左折）
  - (17) フロントバンパーアルミ縞板張（2 段）
  - (18) エアコン

## 第 8 諸元および性能

### 1 諸元

規格地上高	35m 以上
屈折部はしご長さ	2.54m 以上
起立角	-10° ~75°
屈折角	80° 以上
はしご段数	5 段
横棧間隔	300mm 以上

### 2 使用範囲（範囲はバスケット前面までの距離とする）

2 アウトリガ張出幅 (車体中心から片側ジャッキ中心)	バスケット +180 k g	バスケット +270 k g	バスケット +400 k g	バスケット +270 k g リフタ+180 k g (同時使用)
前 : 2.35m以上 後 : 2.50m以上	16m以上	15m以上	11m以上	11m以上

但し、使用範囲はアウトリガの張出幅に応じて、0.2m毎最大の使用範囲が設定できるものとする。

### 3 性能

はしご作業所要時間は油圧ポンプ回転速度1,200r.p.m以下で下記のとおりとする。

作業	所要時間
起梯 (収納状態から最大起立まで)	約 50 秒
伏梯	約 50 秒
伸梯	約 50 秒
縮梯	約 50 秒
旋回	約 60 秒
先端屈伸 (80° 屈伏よりはしご一直線まで)	約 50 秒
先端屈折 (はしご一直線より 80° 屈伏まで)	約 50 秒

### 4 能力

バスケット許容積載質量	400kg 以上
リフタ許容積載質量	180kg 以上
バスケット+リフタ同時使用時許容積載質量	270kg 以上+180kg 以上
リフタ上昇スピード	0.7~1.0m/sec
リフタ下降スピード	0.7~1.0m/sec
連続降下許容質量	22.5kg/min

バスケット許容荷重は、バスケット装備品により減重あり。

## 第9 はしご構造

- 1 はしご本体は高張力鋼材を使用し、箱型・パイプ等の閉断面部材を電気溶接によってトラス構造に組立てたものとする。また、軽量でかつ静荷重、ねじれ荷重に対して十分な強度を有するものとする。
- 2 はしごは、使用範囲内で起伏・伸縮・旋回・屈折のいかなる操作を行っても、大きな騒音や振動等の異常がなく、安全で円滑な動作ができるものとする。



- 3 はしご本体の各部にローラおよびパット材を設置し、はしごの伸縮が円滑に行えるものとする。
- 4 はしご本体の横棧の外周は、合成ゴム製の滑り止めを取り付けるものとする。
- 5 はしごの最上段先端付近に控え綱用環を装備するものとする。
- 6 はしご本体の最上段先端はバスケット使用時、その全領域においてバスケット内搭乗員と干渉しない構造とする。

## 第10 はしご駆動油圧機構

1 シャシエンジンのトランスミッションP.T.O（パワーテイクオフ）により可変容量ピストンポンプを駆動する構造とし、それにより得られた油圧を使用してはしごの起伏・伸縮・旋回・屈折・リフタ昇降・傾斜矯正およびアウトリガ・ジャッキ操作を行うことができるものとする。

2 作動油は、ストレーナ付作動油タンクから油圧ポンプにより加圧され車両後方のジャッキ・アウトリガ用切換弁またはターンテーブル中央の旋回接手を通り起伏・伸縮・旋回・屈折・リフタ用切換弁に送られる構造とする。これらの切換弁の操作により各動作を行う構造とする。（作動油タンクへ戻る配管にも、フィルタを設けること。）

なお、これらの切換弁の中立時（はしごが動作していない時）には、油温の上昇を防止する為、油圧ポンプの吐出量を最小に抑えるように制御する構造とし、油圧ポンプ吐出側には安全弁を設け、以下の最大油圧をこえないように調整するものとする。

また、作動油を強制冷却する方式（オイルクーラー等）は作動油の劣化防止の点から用いないこと。

常用最大圧力	21 MP a 以下
--------	------------

### 3 補助油圧ポンプ

シャシエンジンまたは主油圧ポンプが故障した場合でも、はしごの収納を可能にするため主油圧ポンプとは別にバッテリー駆動のモータポンプを装備し、手動切換弁により収納操作ができる構造とする。

### 4 ジャッキ・アウトリガ装置（車両支持装置）

(1) 車両の前後に張出式のアウトリガ・ジャッキ装置を設け、ジャッキを車両の前後左右に張出すことができ、はしご操作時の安定が図れる構造とする。

ジャッキ最大張出幅 (ジャッキ中心間)	前：4.7m 以上
	後：5.0m 以上

(2) アウトリガは4本とも個別に操作ができ、任意の位置に張出すことができるものとする。

なお、ジャッキは4本同時操作ができる構造とする。

- (3) ジャッキシリンダの上部にはパイロットチェック弁を設け、万一油圧ホースや配管が破損してもジャッキが縮まない構造とする。
- (4) ジャッキ油圧回路には減圧弁を設け、ジャッキの接地面とピストンロッドは自在関節で結合し、車両を無理に持ち上げない構造とする。
- (5) アウトリガが張出す部分には、夜間でも判別できる様にスコッチテープによりマーキングをすること。また、その先端には警告灯（LED）を設けるものとする。  
各ジャッキには照明灯（LED）取り付けること。
- (6) アウトリガを張り出さなくとも前方向左右 $15^{\circ}$ 、後方向左右 $15^{\circ}$ の範囲では最大の使用範囲で操作できること。
- (7) アウトリガの張出量は、車体後面に設けた液晶ディスプレイで確認できること。

## 5 自動傾斜矯正装置

斜板を重ねることによりターンテーブル上のはしごの傾斜を全方向に対して最大 $7^{\circ}$ 以上水平に自動矯正できるものとする。

なお、自動矯正ははしご収納状態で行えるものとし、矯正完了後はロックピンにより機械的に自動固定する構造とする。また、安全のためはしご操作時には傾斜矯正をできないこととする。

## 6 起伏装置

- (1) 梯体とバスケットは干渉しない構造とし、最大起梯角度は $75$ 度とする。
- (2) 梯体フレームと支持フレームおよびこれらのフレームを繋ぐ2本の起伏用油圧シリンダにより構成され、梯体フレームにはしごを取り付ける構造とする。
- (3) 起伏レバーを操作して、起伏シリンダに圧油を送ることによりはしごの起伏を行うものとする。

## 7 伸縮装置

- (1) はしご最下段に2本の伸縮用油圧シリンダを固定し、はしご各段とシリンダ両端に設けたプーリにワイヤーロープを取り付けてはしごを伸縮する構造とする。
- (2) 伸縮レバーを操作して、伸縮シリンダに圧油を送ることによりはしごの伸縮を行うものとする。
- (3) 起伏角度が低い場合でも縮梯ができるように引戻し装置を設けること。これは走行中、はしご飛び出し装置の役割も兼ねるものとする。

## 8 旋回装置

- (1) はしごは起伏装置と共にターンテーブル上に取り付けられるものとする。
- (2) ターンテーブル内側には大歯車が形成されており、ターンテーブル上面に設けられた旋回用減速機付油圧モータに付けられた小歯車と組み合わせて旋回装置を構成するものとする。

- (3) 旋回レバーを操作して、旋回モータに圧油を送ることにより歯車の噛み合ったターンテーブルが旋回する構造とする。

なお、減速機にはメカニカルブレーキを設け、他力によってはしごが旋回しないものとする。

## 9 屈折装置

- (1) はしご最上段の屈折段後端と根元段の先端を左右2本の屈折用油圧シリンダで連結し、操作レバーを操作することによりシリンダに圧油を送り、ピストンロッドを伸縮してはしごの屈折を行う構造とする。

- (2) 屈折用油圧シリンダは左右の上親骨の下に配置し、はしご内の人員移動を妨げない構造とする。

- (3) 屈折段のキャブへの落下を防止するため、はしご収納状態では屈折段を機械的に固定する構造とする。

- (4) バスケットへの移動をより安全にするため、手摺を設ける。

なお、はしごの屈折角度に応じて手摺も自動的に角度を変える構造とする。

## 第11 操作装置

- 1 はしご基部操作装置は、車両右側ターンテーブル上に座席型操作装置を設け、起伏・旋回、伸縮・屈折用操作レバーとリフタ操作レバーおよびはしご姿勢表示装置、各種スイッチ、インターホン等のはしご操作に必要な装置を備えるものとする。

- 2 はしご姿勢表示装置は基部操作部座席前面にタッチパネル式液晶ディスプレイを設け、アウトリガ張出幅に応じた作業半径と現在のはしご姿勢をコンピュータグラフィックス及び数値で表示できる構造とし、自動停止および異常発生時その警報をディスプレイに表示すること。

- 3 積載荷重モード切替、バスケットサーチライト操作、各種インターロック解除も基部操作部タッチパネル式液晶ディスプレイで行えること。

- 4 現場でもすぐ取扱説明書を確認することができるよう、基部操作部タッチパネル式液晶ディスプレイに取扱説明書を表示できること。

- 5 履歴再生機能を設け、再現しないエラーが発生した場合でも過去の状況が基部操作部タッチパネル式液晶ディスプレイで確認表示できること。

- 6 バスケット内操作装置は、バスケット本体内にボックス型操作装置を設け、2本の起伏・旋回、伸縮・屈折用操作レバーおよびタッチパネル式液晶ディスプレイ、スイッチ、インターホン等の装置を装備し、バスケット内ではしご操作が行えるものとする。

- 7 バスケット内液晶ディスプレイには、はしごの状況を画像及び数値で表示でき、インターロックが働いた場合も、自動停止および異常発生時その警報をディスプレイに表示すること。

- 8 はしごの起伏・伸縮・屈折・旋回の動作は、同時操作ができる構造とする。

- 9 下部操作装置は車体後面に配置し、タッチパネル式液晶ディスプレイにより、作業姿勢操作、ジャッキ・アウトリガ・作業姿勢連動操作、収納操作、ジャイロターンテーブル操作、バスケット展開・収納操作が可能な機能を有し、ジャッキ、アウトリガの張出状況、ジャイロターンテーブルの固定状況を表示すること。

## 第12 リフタ昇降装置

- 1 リフタ用減速機付油圧モータによりワイヤドラムを回転し、ワイヤを巻取り・巻戻すことにより、はしご上面のリフタを昇降させる構造とする。
- 2 リフタレバーを操作して、リフタモータに圧油を送ることによりリフタを昇降するものとする。
- 3 リフタの使用は、はしご起立角  $40^{\circ}$  以上で行うものとし、バスケットと同時使用できる構造とする。
- 4 ターンテーブルからはしごの最下段にタラップを設けて、リフタへ乗降できるものとし、はしご起立角度や旋回方向によらずに安全に乗降できるものとする。
- 5 リフタは、はしご屈折時には屈折中心手前で停止し、はしご一直線時は屈折中心を越え屈折段まで上昇可能な構造とする。

## 第13 バスケット装置

- 1 はしご先端に固定式のバスケット装置を装備し、車両走行時はバスケットをはしご前端部に収納できる構造とする。
- 2 バスケット平衡用油圧シリンダを設け、はしごの起伏操作に合わせて、常にバスケットの平衡を保つ構造とする。
- 3 バスケットには、電動式放水銃、自衛噴霧ノズル、サーチライトを装備するものとする。
- 4 バスケットの扉は、建物へ接近することができるよう、バスケット自体よりも張り出さないガルウイング式とする。
- 6 バスケットにはストレッチャー取付装置を装備するものとする。
- 7 バスケットには屋内進入用放水口を装備するものとする。
- 8 バスケットには周囲の安全を促すために先端表示灯（LED）を装備するものとする。

## 第14 水路装置

後部中継口より、旋回接手内水路を通り、梯体にアルミ製伸縮水路を設け、バスケット放水銃まで固定配管で接続し、起伏・伸縮・旋回・屈折時でも自由に放水できる構造とする。

梯体通路内を安全に歩行できるよう水路は梯体下面に設けること。

## 第 15 バスケット放水銃

- 1 バスケット前面中央に下記諸元の電動式放水銃を設ける。放水銃の操作は基部操作部およびバスケット内で行えること。

ノズル起伏角（上向き）	90°（吐出可能 60°）
ノズル起伏角（下向き）	45°
旋回	左右各 15°
最大放水量	2,000L/min（水）

- 2 放水銃の配管に屋内進入用ホース結合金具を設け、放水銃との切替はバスケット内で行えるものとする。
- 3 放水銃及びそれに伴う送水配管は、使用圧力の 1.5 倍の水圧を加えた場合に水漏れ、変形、機能に支障がないものとする。

## 第 16 通話装置

バスケットと基部操作部及びリフタと基部操作部のそれぞれの間で通話ができるものとする。

## 第 17 安全装置

- 1 ジャッキインターロック装置  
はしごが収納状態にある場合のみ、ジャッキを操作できる構造とする。
- 2 はしご操作インターロック装置  
ジャッキが完全に接地されている場合のみ、はしご操作ができる構造とする。
- 3 ジャッキ短縮防止装置  
油圧ホースおよび配管が破損した場合でも、ジャッキが短縮しない構造とする。
- 4 はしご伸縮防止装置  
油圧ホースおよび配管が破損した場合でも、はしごが伸縮しない構造とする。
- 5 はしご倒伏防止装置  
油圧ホースおよび配管が破損した場合でも、はしごが倒伏しない構造とする。
- 6 はしご起伏軟停止装置  
起伏レバーを急に離したり、起伏操作中に使用限界になった場合でも自動的に低速になり停止する構造とする。
- 7 はしご伸縮軟停止装置  
伸縮レバーを急に離したり、伸縮操作中に使用限界になった場合でも自動的に低速になり停止する構造とする。
- 8 伸長障害自動停止装置  
伸操作中にバスケットが障害物に接近した場合、非接触センサにより自動的

にはしごを停止する構造とする。

#### 9 旋回障害自動停止装置

旋回操作中にはしごが障害物に当たった場合は、安全弁により自動的にはしごを停止できると共に、バスケットが障害物に接近した場合、非接触センサにより自動的にはしごを停止する構造とする。

#### 10 使用限界自動停止装置

アウトリガの張出幅によって決められた使用限界にはしごが達した場合、自動的にはしごを停止する構造とする。

#### 11 過荷重自動停止装置

はしご長さ、起立角による負荷とはしご先端にかかる負荷が大きくなった場合、警報を発して自動停止する構造とする。

#### 12 傾斜自動停止装置

はしごの傾斜角が約2度以上になった場合、警報を発して自動停止する構造とする。

#### 13 はしご飛出防止装置

はしご収納時に自動的にはしご伸長を固定し、走行時に急ブレーキをかけた時、坂道を下る場合に、はしごが飛び出さない構造とする。

#### 14 リフタ自動停止装置

リフタは、安全のためにはしご先端に2段階の停止位置があり、リフタ昇降中にはしご屈折中心手前（第1限界）に達すると自動的に停止し、はしご一直線時には、第1限界を解除すると屈折段（第2限界）まで低速で上昇できる構造とする。また、収納位置に下降する場合も低速になり自動的に停止するものとする。

#### 15 リフタ落下防止装置

リフタを使用時においてリフタワイヤーが切断した場合、いかなる条件の場合においても自動的にブレーキが作動し、リフタの落下を停止する構造とする。なお、本装置に関しての自動とは落下防止装置に係る一切の操作を行わずに自動的に作動する装置を示す。

#### 16 緊急停止装置

はしご基部操作装置、バスケット内操作装置及び車体後面に緊急停止スイッチを設け、緊急時には動作を停止できる構造とする。

#### 17 旋回固定装置

はしごが他力により、旋回しない構造とする。

#### 18 車両支持飛出防止

走行中にジャッキおよびアウトリガが飛び出さない構造とする。

#### 19 はしご監視装置

操作時の安全性を確保する為、起伏・伸縮の検出は2重構造とし、はしご制御盤の異常を監視する構造とする。

なお、使用限界停止装置が働かない場合であっても、はしごが使用限界付近に達すれば自動的にはしごを停止するものとする。

#### 20 キャブ保護装置

はしご倒伏・旋回操作により、はしごが車両に衝突する前に停止する構造とする。

#### 21 リフタ飛出防止装置

リフタをフックで固定し、車両走行中やはしごを俯角に倒伏した場合でも、リフタが飛び出さない構造とする。

#### 22 感電防止装置

バスケット内の隊員の感電を防止するため、送電線に近づいた場合に警報を発する装置を設けるものとする。ON・OFF、感度操作、警報表示はバスケット内液晶ディスプレイにて行えること。

#### 23 制振制御装置

直梯時はしごに発生した揺れを検出し、瞬時に揺れを打ち消す制御を行うことではしごの揺れを抑制するものとする。通常の始動時や停止時に作動する軟始動や軟停止機能とは別に設けるものとする。

#### 24 基部操作台保護屋根

はしご基部操作台には、操作員の安全のため、可倒式保護屋根を設けることとする。

なお、はしご操作装置座席は、ビニールシート張りとし座席カバーを装着すること。また、ビニールは容易に破れない厚みを有し剥がれないよう各末端を強固に留めておくこと。

#### 25 クレーンフック

梯体にはクレーンフックを最適な場所に取り付けるものとする。また、緩降機ブラケットも設けること。

### 第 18 操作制御機能

はしご収納支援装置を設けること。

### 第 19 車両の構造及び艤装

#### 1 車両の構造

- (1) 車両は、堅ろうで十分な耐久性を有するよう製作すること。
- (2) 骨組みは安全に自立する構造とし、強度を損なわない範囲で極力軽量化を図るとともに、側板、腰板等に直接大きな荷重を負担させないこと。
- (3) 車両及びはしご装置の重要保安箇所は、容易に点検整備が行える位置、構造とすること。
- (4) 車両の前照灯及びテールランプはH I D又はL E Dとすること。

#### 2 キャブの艤装

- (1) 車両キャブは、消防専用の4ドアダブルキャブとし、居住性、乗降性を十分に考慮するとともに、計器類及びメインスイッチ並びにスイッチ類は操作しやすい位置に機能的に取り付けること。(集合スイッチをできる限りコンパクトに製作すること。詳細は別途協議)
- (2) キャブ及びキャブ後部ボディーは、FRP素材で形成し、強度はECE R29(ルーフ強度)の規格をクリアしたものとすること。
- (3) キャブ前面に十分な強度を有する手摺りを取り付け、中央部に外径150mmの消防章を隙間なくボディーに密着して取り付けること。
- (4) フロントバンパー上面と下面にアルミ縞板を設けること。また、バンパーは隙間等ないように加工すること。隊員の登り降りする際、ステップや足かけとして使用する箇所については、すべてにおいて、アルミ縞板を設け、強度のある加工を施すものとすること。
- (5) 座席にはビニールカバーを施し、前席2名、後席4名の6名掛けとし、各々シートベルトを設けること。
- (6) 各装置の電装品スイッチパネルは、センターコンソールタイプとし、拡声器付電子サイレンアンプ、無線アンプ、カーナビゲーションシステム等の電装品を埋め込み収納すること。また、運転席前方付近にバッテリーメインスイッチを設けること。(詳細は別途協議)
- (7) キャブ内の天井中央部には、取り付け可能な範囲で収納ネットを2箇所設け、キャブ内を有効に照明できる自動車用蛍光灯(蛍光灯20W角型・ドア連動スイッチ付)を1基取り付けすること。また、この室内灯以外にマップランプ(LED式)を助手席、後部座席左右の上部付近に設けること。(スイッチ取り付け位置及び詳細は別途協議)
- (8) 後部座席は、保安帽を装着して着座しても天井部に当たらない高さとする事と。
- (9) 後部座席のシートは、空気呼吸器取付装置としてクイックホルダーを4基設け、それぞれの背当てにキャビティーカバーを設けること。また、空気呼吸器取付装置付近に、面体を取り付けられるフック等を設けること。(詳細は別途協議)
- (10) 運転席、助手席及び後部座席左右下部に予備ボンベ合計4本分の収納スペースを設けること。
- (11) 前部座席及び後部座席下部に、できる限りの資機材収納スペースを設け、内容品を容易に取り出せる扉等を取り付けること。
- (12) キャブ内の指示する位置に住宅地図(A3サイズ)を収納できるマガジンラックを2箇所設けること。(詳細は別途協議)
- (13) キャブ内には、後部座席隊員用のステンレス製握り棒を取り付け、握り棒の下部には資機材吊り下げ用及び前席背面への蹴り込み防止のためステンレス製の板を設けること。なお、S字フック10個を取り付け、走行中の振動によ



り金属音を発しないよう、ステンレス製パンチング板はビニールコートしたものとすること。(詳細は別途協議)

- (14) キャブ内に、カーナビゲーションシステム一式(地デジ対応)を取り付け、後退レバーと連動したバックモニターを装備すること。(カラーリアビューモニター 8インチ以上)を装備し、ギア操作と連動するとともに、任意でのモニター点灯も可能にすること。(詳細は別途協議)

なお、最新の道路情報を更新できることが可能なカーナビゲーションシステムとする。

- (15) ドアロックは、集中ドアロック式とし、スペアキーは4個とすること。
- (16) キャブ内天井部は内張りを施し、キャブ内外の電気配線・無線配線等は、露出部がないよう全て内張り内にフレキシブルホース等を用いて通すこと。
- (17) キャブ内に携帯用拡声器を設けること。車内の取出ししやすい位置にワンタッチ式ホルダーを取り付け、2個設置すること。(詳細は別途協議)
- (18) 運転席側にオイルパンヒーター用メタルコンセント(防水処理を施し、錆対策として配線やコンセント部にはカバーを設け、コーキング処理を施すこと。)オイルパンヒーターAC100V-80W~600W(シャシ純正)を取り付けること。「オイルパンヒーターAC100V」と銘板を貼り付けること。
- (19) 各ドア昇降口付近に昇降用の手摺り等を設けること。
- (20) キャブ昇降ステップはエアシリンダ展開式(照明装置付)とし、ドア毎に設けること。

なお、この昇降ステップは各ドアの開閉に連動して自動的に展開収納する構造とすること。ただし、安全装置としてシャシのトランスミッションが「N」(ニュートラル)でパーキングブレーキON時にのみ各ドアと連動して展開すること。

- (21) キャブ上面にキャブ一体型散光式赤色警光灯(LED式)2個、標識灯2個及び電動サイレンを取り付けること。また、電子サイレンアンプ用スピーカー2個はキャブ上部に取り付けること。
- (22) キャブ上面には、補強のためのアルミ縞板を張ること。
- (23) キャブ後部左右と車両後輪後方左右にそれぞれシャッター扉式のボックスを設け、各シャッターの開放と同時にボックス内を照明する照明灯(LED式)を必要数取り付けること。

シャッター内には資機材収納スペースを設置し、収納スペース床板に樹脂製スノコを敷くこと。(詳細は別途協議)

- (24) キャブ後部の左右シャッターボックス上部の側板を立ち上げ、側面に赤色警光灯(LED式)、作業灯(LED)を取り付けること。(側板の立ち上げ幅、各灯の位置についての詳細は別途協議)

各種配線ボックスに保護カバーを取り付けること。

- (25) キャブ後部ボックス後面にLED作業灯を左右各1個取り付けること。

- (26) キャブ後部左右のシャッターボックス内に、パイプローラー付きの棚を設けること。(詳細は別途協議)
- (27) キャブ後部のシャッターボックス後面の両サイドに、滑り止めを施したキャブ昇降用アルミ製展開式はしごを設け、シャッターボックス及びキャブ上面に容易に昇降できるようにすること。
- (28) キャビン上部後方右側に14,000Lm以上照度を有する照明灯(伸縮回転式LED)を取り付け、近くにタンブラー式スイッチを保護棒付で設けること。
- (29) 車両各ステップには、滑り止め(3Mセーフティウオーク)を施すこと。(詳細は別途協議)
- (30) キャブ後部荷室下部に展開式ステップ(照明装置付)を設けること。
- (31) キャブ前部に、車幅灯(LED式)を取り付けること。スイッチはスモールランプと連動すること。
- (32) 携帯無線等を充電できるようにシャシバッテリーより電源を供給したコンセントを設けることとし、インバーターは500W以上とする。(取り付け位置は本市と別途協議する。)

### 3 車両の艤装

- (1) 車両後部は、軽量化と十分な強度を得るためアルミ型材を用いた構造とすること。
- (2) キャブルーフ、プラットホーム、ターンテーブル、各ステップ及びボックス上面等は、全てアルミ縞板とすること。
- (3) はしご装置を除く車両の艤装に使用するボルト、ナット、ワッシャ類は原則としてステンレス製とすること。(詳細は別途協議)
- (4) アルミ縞板、ステンレス板を直接骨材あるいは外板等に取り付ける場合は、外周からの水の浸入を防ぐためコーキング加工等を施すこと。
- (5) 各ボックス等の扉に使用する蝶番は、原則としてステンレス製とすること(詳細は別途協議)
- (6) 各ステップの足掛け部、蹴込み部で塗装の剥がれやすい部分には、ステンレス又はアルミ板を取り付けること。(詳細は別途協議)
- (7) ステップ等の外縁部は、折り曲げ加工を施し、切断部には丸みを付けて点検整備又は消防活動時の際に危険のないようにすること。
- (8) ステップ床板等で水の滞留する恐れのあるところには、適当な大きさと水抜き孔又は傾斜等で滞留防止策を施すこと。
- (9) はしご受け支柱は、キャブ後方のシャシフレームから立ち上がり材で設け、はしごを収納する部分には合成樹脂製ローラを装備すること。
- (10) 車両中央部の左右にはプラットホーム昇降用ステップを設け、ステップ部を照らす広角LED照明をそれぞれ取り付けること。(詳細は別途協議)
- (11) ターンテーブルは、車両後方に設け、その上に支持フレーム及び基部操作

- 部を設けること。
- (12) ターンテーブル上に装置する油圧配管等は、外部から容易に点検整備が可能であること。
- (13) ターンテーブルは、プラットホームより一段高くするとともに、プラットホームの床材は適宜分離し取り外しが容易な構造で取り付けること。
- (14) 車両後面部には次のものを取り付けること。
- ア 車両支持装置の操作盤
  - イ 中継配管内デジタル圧力計
  - ウ 走行用諸灯火類
  - エ 計器用広角LED照明灯（詳細は別途協議）
  - オ 照射灯及び計器灯類スイッチ
  - カ 中継口（梯体放水用65mm4口・脱落防止付キャップ）
  - キ その他、必要なもの及び指示するもの
- (15) 車両後面部には、バックアイカメラを取り付けること。
- (16) 車両前後面部のナンバープレートにナンバー照射灯を設け、前後部ともナンバープレートはステンレス製のナンバーフレームを取り付けること。
- (17) 牽引フックを車両前後部に取り付けること。車両牽引フック（許容荷重表示板付き）は、開閉扉を取り付けボディー内収納タイプとすること。
- (18) 自衛噴霧装置をバスケットに2個設け、開閉操作バルブは車両後部に取り付けること。
- なお、自衛噴霧用配管で最下部となる位置にドレーン機構を取り付けること。
- (19) 燃料タンクは、外部から容易に補給できる位置とし、容量は1450以上とすること。
- (20) 車両には、はしご駆動用の作動油タンクを設けること。
- なお、タンクの材質はアルミ製であること。
- (21) コントロールタワーの操作部及び乗移りタラップとその周囲には、十分な強度と耐久性を有する極力大型の金属製手摺を設けること。
- (22) 車両には、本仕様書内で指示するボックス類のほか、可能な限り多くの資機材収納ボックスを設けること。
- (23) 車両には、次に掲げる事項を見易い位置に、容易に消えない方法で表示すること。
- ア 製造に関する銘板
  - イ 主要諸元に関する銘板
  - ウ 操作に関する銘板
  - エ 取扱方法の概要、注意事項に関する銘板
- (24) はしご基部後面に赤色警光灯（LED式）を左右各1個取り付け、スイッチはキャブ内に単独及びはしご操作基部に設けること。（詳細は別途協議）

- (25) はしご基部後面に作業灯（L E D式）を左右各 1 個取り付け、スイッチはキャブ内に単独及びはしご操作基部に設けること。（詳細は別途協議）
- (26) バッテリーは、日常の保守点検等が容易にできる位置とし、引出装置を設けること。
- (27) 左右後車輪付近に、路肩を照射する路肩灯を取り付け、スイッチはスモールランプと連動すること。
- (28) 左右後車輪付近に、後部車輪を有効に照射する後輪照射灯を取り付け、スイッチはスモールランプと連動すること。
- (29) 車両最後部に車幅灯（L E D式）左右各 1 個を取り付け、スイッチはスモールランプと連動すること。（詳細は別途協議）
- (30) 車両後部に後退灯（シャシ純正品）を取り付けること。
- (31) エンジン室内灯を左右各 1 個取り付け、スイッチはスモールランプと連動すること。
- (32) とび口 2 本を梯体の横に取り付けること。

#### 4 ボックス類

##### (1) 車両後部車輪脇ボックス

車輪止め 4 個及びジャッキ敷板 4 枚等を車両最後部の両側ボックス等に収納できるようにすること。また、車両後輪上部付近にタイヤ敷板を収納できるボックスを設けること。（詳細は別途協議）

##### (2) 格納室共通事項

ア 各格納室への各資機材の収納にあたっては、収納位置、スペース、収納方式等を十分検討し、隊員が使い勝手よく安全に使用できるものとし、変更等があった場合には、速やかに対応、協議すること。

イ 扉は、車両左右側面前方シャッター室、車両左右側面後方シャッター室、車両左右側面後部シャッター室はロールアップ式、車両左右側面中央シャッター室下室は下開き扉とし、上面にアルミ縞板を取り付けし、ステップ兼用扉とする。また、手動式アルミシャッターは全て車両と同色とすること。

ウ 扉は、鍵およびワンタッチ式の二重施錠構造とすること。また、ステップ兼用扉は全てダンパー構造とし、扉の歪みや強度を保つためブロック補強を施すこと。

なお、各ボックスの扉は堅牢に取り付けること。

エ 走行時または開閉時シャッターの歪みやがたつきがないものとする。

オ リミットスイッチ付き L E D 照明を各格納室に保護枠付きで適宜設けること。

カ 資機材の取り付けは、走行時等、振動により落下しないよう確実に取り付けること。

キ 防水に心掛け、必要箇所には水抜き等を施しホースドレンを設けること（無線ボックスを除く各ボックスに、樹脂製のスノコを適宜敷くこと。）。水抜き穴はできる限り大きくすること。

ク 資機材格納室は、無駄のないよう空間を十分に利用することとし、空間等の利用については、当本部と十分検討・協議すること。

ケ 車体よりはみ出し可動する扉のすべてについては安全のため、縁部周囲に反射シールを貼ること。

コ 各配水管は、有効に排水が出来る構造であること。

サ シャッター内飛び出し防止用の金具とシャッターが干渉しないようにゴムカバーもしくは防止策を施すこと。

なお、各ボックスは努めて大きく制作し、扉には入念な防水対策を施すとともに、ワンタッチストッパー等を設けること。

## 5 その他

上記1～5によるものの他、別表1に定める取付品及び取付装置並びに装備品を備え、20mホースを10本積載可能な装置とすること。

また、別表1に記載のない装備品等は、特殊艀装とする。

## 第20 塗装および記入文字

### 1 塗装

- (1) 車両の鋼材部分は錆落としの上、プライマー、パテ、サフェーサにより下地処理を行い、充分乾燥させ赤色ウレタン塗装により3回以上の塗装を行うこと。塗料はVOC（揮発性有機溶剤）削減、環境負荷物質（鉛など）を一切含んでいない等の環境を考慮したハイソリッドウレタン塗料を使用すること。
- (2) はしご本体はサンドブラストにて錆落としを行った後、亜鉛メタリコン溶射を施し、表面を銀色塗装すること。
- (3) 床板、ステップ等のアルミ縞板部分は地色とすること。
- (4) 車両下回りおよびジャッキ・アウトリガは黒色塗装すること。
- (5) 車両左右および標識灯には指定の文字を記入する。詳細は別途打合せとする。
- (6) 梯体親骨は黄色蛍光色塗装すること。

### 2 記入文字

記入文字は丸ゴシック体とし、次のとおりとする。

#### (1) キャビン左右ドア部

「東広島市消防局」

「みどり」

2箇所記入すること。

書き方 左書き

文字色 白文字

大きさ 縦100mm×横100mm

- (2) キャビン左右フロントドア下部  
車両記号「はしご1」 2箇所記入すること。  
書き方 左書き  
文字色 白文字  
大きさ 縦70mm×横60mm
- (3) キャビン左右側面アルミシャッター  
「H I G A S H I H I R O S H I M A」  
「F I R E ・ L A D D E R」  
「1 1 9」  
書き方 左書き  
文字色 青文字  
大きさ 現物合わせ
- (4) バスケット底部  
「F I R E ・ L A D D E R」  
書き方 左書き  
文字色 青文字  
大きさ 現物合わせ
- (5) 標識灯  
「はしご1」 1箇所記入のこと。  
書き方 左書き  
文字色 黒文字  
大きさ 現物合せ
- (6) 車体上部  
対空文字「東広L1」と記入する。  
書き方 左書き  
文字色 白文字  
大きさ 縦600mm×横1200mmの範囲に4文字
- (7) ステッカー  
車両側面フロントドア外側中央付近に別表2に定めるエンブレムのステッカーを貼付すること

## 第21 AVM・無線機

- 1 車両後部アウトリガ付近及び基部操作部に外部無線送受話装置、外部スピーカー及びそれらを収納するボックス（プッシュボタン式又は埋め込みキャッチ式）を各1個設け、キャブ後部右側シャッター内においても外部無線送話装置及び外部スピーカーを設けること。（詳細は別途協議）また、キャビン内に電話装置用スピーカー（車内外）切り替えスイッチを設けること。

- 2 無線アンテナは、キャビン上部または周囲に固定し、同軸ケーブルをキャビン内まで配線すること。
- 3 更新対象車両のAVM（車両動態管理装置（富士通ゼネラル製））及び消防無線機を取り外して、当該車両に移設すること。  
なお、電源はメインスイッチで起動すること。
- 4 移設の日程に関しては、本市担当者と協議の上決定することとする。

## 第22 登録及び廃車手続き

- 1 車両登録は、発注者が行う完成検査前までに、受注者が行うものとし、登録に関する一切の経費は受注者が負担する。また、完成検査は納車場所で行うものとし、納車場所への運搬費は受注者が負担する。ただし、車両登録に関する登録手数料（印紙代）、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険の費用及び自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金は、受注者が立て替え払いし、完成検査終了後に別途発注者がこれを受注者に支払うものとする。
- 2 次の不用車両1台を廃棄処分すること。
  - (1) 不用車両の廃棄手続は、受注者が行うものとし、廃車に関する一切の経費は受注者が負担する。
  - (2) 永久抹消登録完了後は、速やかに当該抹消登録証明証の原本を東広島市消防局警防課へ提出すること。
  - (3) 不用車両の車体に表示してある名称等を消去し、引渡し後において発注者に一切迷惑をおよぼすことのないように処理すること。名称等の消去後は、当該箇所を写真撮影のうえ、東広島市消防局警防課へ提出すること。
  - (4) 不用車両の引き渡しは、原則として新車両納入日とする。  
ただし、本市の事情により、引き渡しが可能となった場合は、この限りでない。
  - (5) 旧車両の自動車検査証の有効期限は、次のとおり。別添「自動車検査証（写し）」

車名	登録番号	初年度登録	有効期限	車台番号	型式
日野	広島 88 さ 4427	平成 9 年 3 月	平成 29 年 3 月 9 日	FR4FPD10038	KC-FR4FPDA

## 第 23 その他

- 1 納入時まで同等以上の性能を有する新開発・販売された資機材等を備える場合は、本市担当者と協議し、承認を得ること。
- 2 受注者は、納入前に広島県公安委員会へ緊急車両届出確認証を提出し承認を受けること。
- 3 納入場所までの運搬費は、受注者が負担するものとする。

第 24 問い合わせ

東広島市消防局警防課

電話 082-422-5648

FAX 082-422-7248

E-mail [hgh225648@city.higashihiroshima.lg.jp](mailto:hgh225648@city.higashihiroshima.lg.jp)



別表 1

1. 標準取付品及び附属品

メーカー・製品名等指定のない資機材は同等品可とする。

(1) 装備品

N o	品 名	内 容	個数
1	エンジン室内灯	LED式	1個
2	路肩灯	LED式	2個
3	赤色点滅灯	LED式 LAB24 パトライト製 キャブ側各部分	1式
4	油圧計	基部操作部 主回路用	1個
5	使用限界及び過荷重警報器		1式
6	リフタ使用限界警報器	2段式	1組
7	許容範囲表示計	液晶ディスプレイ	1式
8	インターホン	はしご基部-バスケット、はしご基部- リフタ	1組
9	バスケットサーチライト		1個
10	先端表示灯	橙色 (バスケット)	1式
11	バスケット放水銃	電動式放水銃	1基
12	旋回收納指針	はしご支柱部	1組
13	リフタ昇降タラップ		1式
14	ジャッキ部照明灯	LED式	4個
15	ジャッキ先端灯	LED式	4個
16	感電警報装置	バスケット操作部	1組
17	署マーク	樹脂製	1個
18	バックライト	LED式	2個

(2) 附属品

N o	品 名	内 容	個数
1	ホーススパナ		1個
2	移動灯		1個
3	補修用ラッカー	赤色 500cc 缶 刷毛2本付	1個
4	工具セット	両開きプラハードケースタイプ シャシ付属品	1式

5	点検ハンマー		1個
6	空気呼吸器	L30-ACT-CS CS面体(サイズM) (同等品可)	5式
7	空気呼吸器取付装置(クイックホルダー)	後部座席後部	4式
8	バスケットストレッチャー取付装置		1基
9	作動油こし器		1個
10	オイルスプレー		1本
11	グリスガン	先端ホース式	1本
12	エレメント	リターンフィルタ用	1個

## 2. 規格取付品及び附属品

メーカー・製品名等指定のない資機材は同等品可とする。

### (1) 計器

No	品名	内容	個数
1	伸長計	液晶ディスプレイ	1式
2	起伏角度計	液晶ディスプレイ	1式
3	傾斜角度計	キャブ内(全方向型)	1個
4	水準器	基部操作部(全方向型)	1個
5	使用時間計	キャブ内	1個
6	風速計	表示: はしご基部操作部、バスケット操作部 センサ: バスケット部	1組

### (2) 取付品および取付装置

No	品名	内容	個数
1	エンジン回転計	シャシ純正	1個
2	エンジン油温計	シャシ純正	1個
3	赤色警光灯	LED式 LD-MH2 大阪サイレン製 キャブ上面	1式
4	電子サイレン	大阪サイレン製TSK-5102V	1式
5	後退警報器	シャシ標準	1式
6	標識灯	プラスチック製黄色 12W×2	1式

## (3) 軽微な変更として備えることができる取付品及び取付装置

N o	品 名	内 容	個数
1	オイルパンヒーター	シャシ純正 (20mコード付)	1個
2	照明灯	K L E D 150タイプ 14,000 l m以上 保護棒タンブラースイッチ式 (同等品 可)	1個
3	カーナビゲーションシステム		1式
4	スタッドレスタイヤ	ホイール付	全輪

## (4) 備えなければならない附属品

N o	品 名	内 容	個数
1	とび口	1.8m	2本
2	金てこ		1丁
3	剣先スコップ		1丁
4	車輪止	ゴム製	4個
5	消火器	ABC 6kg入り 自動車用	1本
6	ジャッキ敷板	合成樹脂製	4枚
7	昇降機用安全ベルト		4本

## (5) 軽微な変更として備えなることができる附属品

N o	品 名	内 容	個数
1	タイヤチェーン		1式

## (6) その他

N o	品 名	内 容	個数
1	救命胴衣	T K - 2 4 A 背抜きタイプ オレンジ ネーム入り	5着
2	活線警報器		4個
3	緩降機		1個
4	ホース	50mm×20m 1.6MP a 帝国繊維 (同等品 可)	10本
5	縛帯	重さ1,100 g以下 ストラップ・フック 付	3個

6	カラビナ	スーパー 1 2 (同等品可)	10個
7	携帯拡声器		2個
8	タイヤ敷板	合成樹脂製	4枚
9	バックモニター		1式
10	カギ付きはしご	チタン3.1m	1基
11	マガジンラック	A 3タイプ	2個
12	S字フック	S U S 製 (消音効果のあるビニール保護) (同等品可)	10個
13	座席用ビニールカバー	前席 2 名 後席 4 名	2個
14	収納ネット	キャブ内天井	2個
15	キャビティカバー	後部座席	4 個

別表2

1 ステッカーサイズ

種 別	サイズ
ステッカー	タテ 20.0cm ヨコ18.0cm

- 2 ステッカー内の東広島市の市章は、本市の告示第35号（昭和49年7月17日）に基づき、作成すること。
- 3 デザインは、次のとおりとする。

【見本】

